

## 令和6年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約の発注見通しの公表について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号による随意契約を締結するにあたり、高島町財務規則(昭和61年3月規則第4号)第111条第2項の規定により、発注の見通しおよび発注内容等について次のとおり公表します。

令和6年4月1日 財政課

発注見通し			発注内容等		
担当部署	発注予定時期	業務の名称	業務の内容	委託期間	契約相手方の 選定基準
総務課	令和6年4月1日	庁舎敷地内緑地管理業務	庁舎敷地内緑地の雪囲い撤去・草刈り・剪定・雪囲い	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。 ・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながる こと。 ・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。
総務課	令和6年4月1日	草刈集草業務	旧中学校敷地及びグラウンドの草刈り・集草・除草剤散布	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。 ・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながる こと。 ・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。
建設課	令和6年4月1日	都市公園管理業務	都市公園施設の保安監視、草刈、トイレ清掃等	令和6年4月3日 ～ 令和7年3月19日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。 ・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながる こと。 ・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。
社会教育課	令和6年4月1日	高島町総合交流プラザ保安監視及び管理指導業務	総合交流プラザの平日の夜間、土曜日、日曜日、祝日の施設管理業務と使用料金徴収等	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。 ・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながる こと。 ・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。
社会教育課	令和6年4月1日	歴史公園管理業務	歴史公園施設の雪囲い、保安監視、草刈、トイレ清掃等	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。 ・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながる こと。 ・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。

教育総務課	令和6年4月1日	学校施設管理業務	各小学校の草刈り(年3回)	令和6年5月1日 ~ 令和6年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。</li> <li>・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながる</li> </ul> こと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。</li> </ul>
商工観光課	令和6年4月1日	産業振興センター管理業務	産業振興センター内の廊下・トイレ等の清掃、ワックス掛け、周辺草刈	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。</li> <li>・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながる</li> </ul> こと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。</li> </ul>